

## 【ポスター発表】

## 介護保険制度の導入・改定前後における介護者の負担感と支援態勢の変化

- 反復横断調査に基づく経年変化の把握 -

東京都健康長寿医療センター研究所 杉原 陽子 (04670)

杉澤 秀博 (桜美林大学・04671)、中谷 陽明 (日本女子大学・01462)、新名 正弥 (東京都健康長寿医療センター研究所・03254)、児玉 寛子 (東京都健康長寿医療センター研究所・04880)、渡辺 裕一 (武蔵野大学・04308)

キーワード：介護保険制度、反復横断調査、経年変化

## 1. 研究目的

本研究プロジェクトは、介護保険制度施行前の1996年と1998年、施行後の2002年と2004年、制度改定後の2010年に、東京都三鷹市にて要介護高齢者の介護者を対象とする反復横断調査を実施した。この5回の定点観測の結果を基に、介護保険制度の導入や改定の前後で要介護高齢者や介護者に生じた変化、並びに継続する課題等を明らかにすることを目的としている。

## 2. 研究の視点および方法

1) 研究の視点： 介護保険制度の施行前から継続的に定点観測を行うことにより、介護保険制度の導入や改定が高齢者や介護者に及ぼした影響を多角的に評価しようとしている。本稿における分析の視点は介護者に対する影響評価で、特に介護者の介護負担や介護者への支援態勢の変化に焦点をあてている。

2) 調査の対象と方法： 1996年、1998年、2002年、2004年、2010年に、東京都三鷹市の65歳以上の住民に対して、日常生活動作能力と認知機能を調べる「スクリーニング調査」を郵送法（未回収者には訪問回収を併用）にて行った。調査対象者数は調査年によって異なり、1996年は65歳以上の全数を対象としたが、それ以降の調査では3分の1～4分の1の無作為抽出標本を対象とした。スクリーニング調査の回収率は、いずれの年も9割以上であった。スクリーニング調査で、日常生活動作能力に関する6項目（歩行、食事、着替え、入浴、排泄、全体的な生活状態）のうち1項目でも「手助けが必要な状態」にあった人、または認知症の疑いを調べる8項目のうち1項目以上に該当した人を「要介護の可能性が高い」とみなし、訪問面接調査の対象とした（特別養護老人ホーム等の施設入居者は除外）。訪問した際に再度、要介護状態か否かを調査し、介護を要する状態であった場合は「介護を主に担当している家族・親族（主介護者）」に対して面接調査を行った（介護をしている家族がない場合は高齢者本人に回答を依頼）。訪問面接調査の完了数は、1996年；941人、1998年；404人、2002年；595人、2004年；441人、2010年；414人であった。

## 3. 倫理的配慮

調査への協力は強制ではないことを対象者に説明し、同意を得た場合にのみ調査を実施した。個人名はID番号化して処理し、回答は個人名と切り離して分析する等、個人情報の

保護に留意した。いずれの調査も、実施前に調査の内容と方法に関して東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）の倫理委員会の審査を受け、承認を得た上で実施した。

#### 4. 研究結果

1) 在宅要介護高齢者と介護者の属性の変化： 2010年の調査結果を過去の調査結果と比較すると、介護を要する状態であっても家族に頼ることができない「一人暮らしの要介護高齢者」が増えていた。世帯員数が「2人」の世帯、すなわち家族が一人だけで要介護高齢者の世話をしている世帯も、2010年では4割を占めていた。介護者も70歳以上の方が35%を占め老々介護が増加しており、これらの結果から家族の介護力の低下がうかがえた。

2) 在宅介護サービスの利用状況： ほとんどのサービスで利用が増え、利用希望の充足度も高まっていた。しかし、多くのサービスについて、充足状況は介護保険制度施行前よりは高いものの、制度施行後、特に2005年の制度改定以降はあまり増加していない傾向がうかがえた。サービスの種別にみると、訪問介護や通所サービスは2010年時点で利用希望の充足度が7割前後に達していたが、ショートステイや訪問看護の充足度は2010年時点でも5割程度にとどまっていた。

3) 施設への入所希望： 特別養護老人ホームや老人保健施設、療養型医療施設といった施設サービスの利用希望は、介護保険施行当初の2002年の調査では入所希望が高まる現象が見られたが、その後は制度の改定の影響もあってか利用希望は減少傾向に転じていた。しかし、介護保険制度施行前と比べて特別養護老人ホームの入所希望者は減少しておらず、在宅サービスが充実しつつあるとはいえ、在宅介護の継続は依然として厳しいことがうかがえる。

4) 介護者の負担： 介護者の身体的な愁訴（身体的負担）、介護による情緒的消耗（精神的負担）、介護による生活の制約（社会的負担）及び「毎日かかりきりで介護」している人の割合は、介護保険制度施行前と比べて改善していなかった。介護保険制度施行後10年経ち、制度はかなり定着して在宅サービスも充足しつつあるものの、その一方で介護者の高齢化、介護の長期化、世帯員数減少による家族介護力の低下などの情勢の変化も影響するため、全体として介護者の介護負担が改善するには至っていなかった。

5) 介護者への社会的支援： 「介護を手伝ってくれる人（副介護者）」がいない介護者や「1週間程度、介護を代わってくれる人（介護代替者）」がいない介護者の割合は、介護保険制度の施行前よりも増加していた。介護者への支援、特に親族による私的支援態勢が弱まっていることが、この点からもうかがえる。一方、「医療・福祉の専門家（特にケアマネジャー）」が介護者の心配事や悩み事を聴いてくれたり、介護の相談にのってくれたという割合が、2010年の調査では顕著に増加していた。家族等による私的支援が弱まる中、専門職による心理的な支援が重要性を増しているといえる。